

2009年度 指導員，準指導員受検者養成講習会

本講習会は、全日本スキー連盟基礎スキー検定規程第9条第1項第4号に規定する「加盟団体が主催する養成講習会」とする。

指導員・準指導員受検者養成講習会（理論及び救急法）

- 【会 期】 2008年12月14日（日）
【会 場】 周南市総合スポーツセンター
【主 催】 山口県スキー連盟
【講 師】 ブロック技術員及び指導員
【受講料】 5,000円
【申込先】 〒745-0882 周南市東一ノ井手4583-7 藤井 治彰
【締切日】 2008年11月28日（金）必着（別紙申込書1）
【その他】 スキー教程（安全編）と筆記用具持参のこと。
なお、指導実技、指導理論等の理論については、第1回から第3回までの養成講習会の中で行う。
- 【日 程】 12月14日（日） 受 付 12:30
開 講 式 13:00
閉 講 式 17:00

第1回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

- 【会 期】 2008年12月29日（月）～ 2009年 1月 3日（土）
【会 場】 大山スキー場
【本 部】 ホテル大山 しろがね TEL 0859-52-2211
【受 付】 8:00～9:00
【主 催】 山口県スキー連盟
【講 師】 ブロック技術員及び指導員
- | | | | | | | |
|-------|-----|-----|---------|------|-----|---------|
| 【受講料】 | 指導員 | 6日間 | 11,000円 | 準指導員 | 6日間 | 16,000円 |
| | | 5日間 | 10,500円 | | 5日間 | 14,500円 |
| | | 4日間 | 9,500円 | | 4日間 | 13,000円 |
| | | 3日間 | 8,000円 | | 3日間 | 11,000円 |
| | | 2日間 | 6,000円 | | 2日間 | 8,500円 |
| | | 1日間 | 3,500円 | | 1日間 | 5,000円 |
- 【宿 舎】 ホテル大山 しろがね TEL 0859-52-2211 宿泊料各自負担
【申込先】 〒745-0882 周南市東一ノ井手4583-7 藤井 治彰
【締切日】 2008年11月28日（金）必着（別紙申込書1）

第2回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

- 【会 期】 2009年 1月24日（土）～ 2009年 1月25日（日）
【会 場】 広島県 芸北国際スキー場
【本 部】 民宿 吉川 TEL 0826-35-0046
【受 付】 9:00～9:30
【主 催】 山口県スキー連盟
【講 師】 ブロック技術員
- | | | | | | | |
|-------|-----|-----|--------|------|-----|--------|
| 【受講料】 | 指導員 | 2日間 | 6,000円 | 準指導員 | 2日間 | 8,500円 |
| | | 1日間 | 3,500円 | | 1日間 | 5,000円 |
- 【宿 舎】 民宿 吉川 TEL 0826-35-0046 宿泊料各自負担
【申込先】 〒745-0882 周南市東一ノ井手4583-7 藤井 治彰
【締切日】 2008年11月28日（金）必着（別紙申込書1）

第3回 指導員・準指導員受検者養成講習会（実技）

【会 期】 2009年 2月6日（金） ~ 2009年 2月8日（日）

【会 場】 鳥取県 大山スキー場

【本 部】 ホテル大山 しろがね TEL 0859-52-2211

【受 付】 8：00～9：00

【主 催】 山口県スキー連盟

【講 師】 ブロック技術員及び指導員

【受講料】	指導員	3日間	8,000 円	準指導員	3日間	11,000 円
		2日間	6,000 円		2日間	8,500 円
		1日間	3,500 円		1日間	5,000 円

【宿 舎】 ホテル大山 別館 (0859-52-2111) 宿泊料各自負担

【申 込 先】 〒745-0882 周南市東一ノ井手4583-7 藤井 治彰

【締 切 日】 2008年11月28日（金）必着（別紙申込書1）

* 指導員の養成講習会修了証の発行

1 全日本スキー連盟スキー指導者検定規程第9条第1項第4号に規定する修了証については、次の条件が満たされた者について発行する。

(1) 指導員受検者養成講習会（理論）を受講した者

(2) 第1回、第2回及び第3回（実技）指導員受検者養成講習会を6日以上受講した者。

ただし、西日本ブロックで行う「指導員受検特別養成講習会」を受講した者は、その日数は、6日の中に含めるものとする。

2 養成講習会修了証の有効期間は4ヶ年とする。

* スキー場の利用について

近年、スキー場において一部のルール違反（駐車場利用・進入禁止道路等）が指摘されています。ルールを守ってスキー場の利用を心がけてください。

* 名簿作成について

氏名、住所、連絡先、所属クラブを掲載した名簿を作成しようと思います。掲載事項等、不都合がございましたら、県連の方までお知らせください。